

国立大学法人神戸大学公的研究費に関するコンプライアンス教育及び啓発活動実施計画

令和3年12月21日
研究費統括管理責任者決定

国立大学法人神戸大学では、「国立大学法人神戸大学における研究費の取扱い及び不正使用防止に関する規則」第14条に定めるコンプライアンス教育及び啓発活動の具体的な計画を以下のとおり策定し、この実施計画に基づきコンプライアンス教育及び啓発活動を実施するものとする。

【コンプライアンス教育】

対象:競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員

目的:自身が取り扱う競争的研究費等の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解させること

頻度:新規着任時を必須とし、その後は、年1回当たり受講することを推奨する

方法:対面又はオンラインでの研修・説明会、e-ラーニングによる学習等

【啓発活動】

対象:全ての構成員

目的:不正を起こさせない組織風土を形成するために、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ること

頻度:四半期ごとに、研究費統括管理責任者からコンプライアンス推進責任者あてへ啓発活動通知を行うこと(繰り返し頻繁に実施することで意識付けを図る)

方法:既存の会議等を通じた意識啓発、会議体・Webサイト・メール等による情報共有、ポスターの掲示、アンケート等

啓発活動は、コンプライアンス教育と併用・補完し、不正防止計画や内部監査の結果、実際に発生した不正事案(他機関の事案も含む)及び不正発生要因等に関する検討と認識の共有を図ることとし、また、コンプライアンス教育で知識を習得し、啓発活動により頻繁に意識の向上と維持・浸透を相互補完しながら、より効率的・効果的に不正を起こさせない組織風土の形成を図ることが重要であり、随時柔軟に見直しながら実施する必要がある。